

原議保存期間	10年(令和19年3月31日まで)
有効期間	一種(令和19年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
市内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丁企画発第279号、丁生企発第280号
丁刑企発第41号、丁交企発第103号
丁備企発第191号、丁サ企発第101号
令和8年5月8日
警察庁長官官房企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁警備局警備企画課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

都道府県警察の内部組織を定めるに当たっての警察法上の留意事項等について (通達)

「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について (依命通達)」(令和8年4月2日付け警察庁乙官発第6号ほか)においては、社会情勢が変化する中で、将来にわたって警察力を維持し、治安課題に的確に対処することができる組織であり続けるためには、警察の組織構造を弾力化し、社会の変化に柔軟に対応しながら業務の更なる高度化・効率化・合理化を進めることができるようにすることが必要である旨示達されたところであるが、今後、都道府県警察の内部組織を定めるに当たっての警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 法の規定及び解釈

(1) 警察本部内の組織

法第47条第2項により、警視庁及び道府県警察本部(以下「警察本部」という。)は、都道府県公安委員会の管理の下に、都道府県警察の事務すなわち当該都道府県の区域についての法第2条に規定する警察の責務に属する事務の一切をつかさどることとされている。

また、法第47条第4項により、警察本部内の組織は、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされている。

この点、当該基準は、警察法施行令(昭和29年政令第151号。以下「令」という。)第4条第1項において、令別表第1のとおりとされており、警務、生活安全、刑事、交通及び警備の5部を必置としつつ、その他の部については、人口、犯罪発生状況その他の事情に応じ、各都道府県警察の判

断により設置することができるものとされている。

(2) 警察本部外の組織

他方、法第58条により、法第47条から第57条までに定めるもののほか、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定めることとされており、警察本部外の組織を設置することが可能である。

しかし、当該規定の趣旨は、飽くまで法第47条から第57条までの規定の趣旨に違反しない限りにおいて、法第47条から第57条までに規定されている組織以外の組織を設置することを可能とするものである。

したがって、例えば、法第58条に基づいて設置される警察本部外の組織が、都道府県警察の事務をつかさどるに至る場合には、当該組織は、警察本部が都道府県警察の事務をつかさどることとしている法第47条の趣旨に違反することとなり、その設置は法上許されない。

同様に、支所、警察分署等についても、当該組織は、法第53条が都道府県警察に設置するものとして特に警察署及び交番その他の派出所又は駐在所を定めた趣旨に違反することとなり、その設置は法上許されない。

2 留意事項

上記解釈を踏まえ、都道府県警察の内部組織を定めるに当たっては、以下の点に留意されたい。

すなわち、都道府県警察の事務の一部をつかさどる組織については、その名称にかかわらず、法第47条第4項による警察本部内の組織として、令別表第1の基準に従い、条例に規定して設置することが必要であり、法第58条による警察本部外の組織として設置することは許されない。

この点、「つかさどる」とは、組織が一定の事務を自らの名において自己の担任事項として処理することを指し、これに該当するか否かについては、

○ 当該組織の所掌事務の性質

- ・ 所掌事務が警察本部各部の事務の調整等にとどまるか否か
- ・ 所掌事務が国民の権利制限を伴う事件捜査や行政処分等に及ぶか否か

○ 当該組織の運用形態

- ・ 当該組織が警察本部各部又はその長の指揮下にあるか否か
- ・ 当該組織がその所掌事務を当該組織の名において単独で実施しているか、当該組織の職員が警察本部各部と当該組織とを兼務するなどし、その所掌事務を飽くまで警察本部各部の名において実施しているか

等の要素を考慮して総合的に判断されるものと解される。

3 警察庁への報告

都道府県警察の内部組織（警察本部各部の分課に相当する組織にあつては、部の所掌事務の変更を伴うもの等、重要なものに限る。）を定めるに当たっては、事前に警察庁長官官房企画課に報告されたい。